○内閣府告示第九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、総合特別区域法の規定に基づき指定金融機関を指定した件（平成二十四年六月四日内閣府告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

二中「東京都千代田区大手町一丁目九番一号」を「東京都千代田区大手町一丁目九番六号」に改める。

○内閣府告示第十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、総合特別区域法の規定に基づき指定金融機関を指定した件（平成二十四年六月四日内閣府告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

二中「東京都千代田区大手町一丁目九番一号」を「東京都千代田区大手町一丁目九番六号」に改める。

○内閣府告示第十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、総合特別区域法の規定に基づき指定金融機関を指定した件（平成二十四年六月四日内閣府告示第百八十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

二中「東京都千代田区大手町一丁目九番一号」を「東京都千代田区大手町一丁目九番六号」に改める。

○内閣府告示第十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、総合特別区域法の規定に基づき指定金融機関を指定した件（平成二十四年十一月二十九日内閣府告示第三百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

二中「東京都千代田区大手町一丁目九番一号」を「東京都千代田区大手町一丁目九番六号」に改める。

○環境省告示第三号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十八条第一項の規定に基づき福島県双葉郡大熊町の特別地域内除染実施計画を定めたので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十三日

環境大臣　石原　伸晃

はじめに

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）は、平成23年８月末の公布以後、特措法に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定。以下「基本方針」という。）や政省令の整備、国が除染等の措置等[1]を実施する除染特別地域の指定等を経て、平成24年１月１日に全面施行されたところである。

全面施行を受け、国等は、特措法に基づく除染等の措置等を迅速かつ適切に実施することになる。除染特別地域における除染等の措置等については、特措法第28条に基づき策定する除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「特別地域内除染実施計画」又は「本計画」という。）に従って進めることとなった。

一方、平成23年12月26日には、原子力災害対策本部より「ステップ２の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が示された。除染等の措置等の実施は、警戒区域及び避難指示区域の見直しに密接に関係することから、特別地域内除染実施計画の策定に際しては、これらの区域の見直しの動向に留意することが求められることとなった。

これらを踏まえ、平成24年１月26日に、環境省は、除染特別地域の除染の進め方についての考え方を「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）」として示したところである。除染ロードマップにおいては、環境省は、関係省庁から人材面も含めた協力を得ながら、同ロードマップを基本として、市町村等の関係者との協議・調整を行いつつ、具体的で実効ある特別地域内除染実施計画の策定及びその実施に取り組んでいくこととしている。

本計画は、特措法第28条の規定に基づく計画として、除染等の措置等の実施に関する方針、特別地域内除染実施計画の目標、特別地域内除染実施計画の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項、その他除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関し必要な事項について記述したものである。

特別地域内除染実施計画の期間

本計画においては、その対象期間を平成26年３月末までとし、当該期間における除染等の措置等に係る目標、実施内容等について次のとおり定めるものとする。ただし、除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（以下「除去土壌等」という。）の仮置場等での保管及び搬出については、仮置場等からの搬出が終わり、仮置場等が解消されるまでを本計画の期間とする。

１．除染等の措置等の実施に関する方針

除染等の措置等は、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とし、以下の方針に基づき実施する。

① 除染等の措置等は、人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に実施する。

② 概ね年間積算線量50ミリシーベルト以下となる地域について、除染等の措置等を実施する。一方、概ね年間積算線量50ミリシーベルト超となる地域については、除染技術の確立及び作業員の安全性の確保のための除染モデル実証事業を実施し、その結果等を踏まえて対応の方向性を検討する。

③ 除染等の措置等の実施に当たっては、適宜関係機関等と連絡・調整しながら進める。

④ 除染等の措置等は、本計画に従うとともに、特措法及びその下に策定された基本方針、政省令、ガイドライン等を踏まえて実施する。

２．特別地域内除染実施計画の目標

基本方針に定める目標[2,3]を踏まえ、図の太枠の地域（以下「実施対象区域」という。）内における住居、事業所、公共施設等の建物等、道路（以下「住居等」という。）及び農用地における空間線量について、後述する「３．⑵除染等の措置等に関する方法」による除染等の措置を講ずることにより、できる限りの低減を図る。

現時点の知見によれば、「３．⑵除染等の措置等に関する方法」による除染等の措置を講ずることにより、例えば、平成24年３月末時点の年間積算線量が50ミリシーベルト、20ミリシーベルト、10ミリシーベルト、５ミリシーベルトの宅地においては、平成26年３月末に、それぞれの年間積算線量が平均的に概ね17ミリシーベルト、８ミリシーベルト、５ミリシーベルト、３ミリシーベルトに減少すると考えられる。

また、これに加え、本計画においては、実施対象区域における住居等及び農用地についての具体的目標を以下のとおり定める。

平成25年度内を目途に概ね年間積算線量20ミリシーベルト超の地域における住居等及び農用地については、除染等の措置及び物理的減衰等により、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることを目指す。

３．特別地域内除染実施計画の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項

⑴ 除染等の措置の対象及びスケジュール

実施対象区域内における住居等、農用地及び住居等近隣の森林については、平成25年度内の完了を目途に除染等の措置を実施する。

ただし、平成25年度の早い時期に、当該年度内に発生する除去土壌等に対応する容量を有する仮置場等の確保の目途が立っていない場合は、この限りでない。

⑵ 除染等の措置等に関する方法

除染特別地域については、その線量が高いこと、面積が広大であり除去土壌等の大量発生も想定し得ること、避難指示区域の解除に向けて迅速に除染等の措置を実施する必要があること等を踏まえ、除染特別地域における除染等の措置等は、以下に示す考え方に基づき、実施することとする。

① 限られた期間内に除染特別地域において除染等の措置を講じなければならないことから、原則として、除染等の措置の方法は、一定の効果が実証されたものであり、広範囲に展開可能な合理的な方法であることを基本とする。